

平成27年3月25日

弊社に対する行政処分の公表

頸城自動車株式会社

弊社は、北陸信越運輸局から道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は以下のとおりです。弊社は、今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 行政処分日 平成27年3月6日（金）
2. 対象営業所 頸城自動車株式会社 運輸部バス営業所
（上越市石橋2丁目12番52号）
3. 処分内容 輸送施設の使用停止（事業自動車の使用停止30日間）
4. 主な処分条項 ①事業計画の変更認可申請に一部不備があった。
弊社バス営業所の車庫のうち、2か所について認可を受けずに廃止し、4か所について認可を受けずに使用していたこと。
道路運送法第15条第1項
②運転者に対する指導及び監督の一部に不備があった。
運転者に対して指導・監督内容、配慮すべき事項が不十分であり、輸送の安全確保に係る指導及び監督の効果が十分浸透していなかったこと。
道路運送法第27条第2項
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

以上